

○予算決算委員会総務分科会

令和元年9月27日（金曜日）

午前10時 0分 再開

午後 4時56分 閉会

○内藤智司委員長 これより消防局長及び消防局総務課長に入室していただきます。

（西岡光治消防局長、@亭幸男総務課長入室）

○三橋和史委員 三橋でございます。よろしくお願いたします。

早速でございますけれども、私は本日から7日前の9月20日の本会議におきまして、データヘルス計画に関連して、奈良市が国保連から提供を受けた個人情報記録した媒体の管理の極めてずさんな実態と、個人情報の流出、漏えいまたは紛失の疑義について質問したところであります。

これに対して市長は、確かに御指摘をいただいているような点について、私どもも問題を認識いたしております、現時点において確実な状況の事実の確認はできていない、詳細な内容については今お答えできる段階にはないと答弁しております。

そして、さらに私は、個人情報の流出、漏えいの可能性を完全に否定することができないという答弁だったというふうに思いますけれども、その点はこの認識で間違いないですかと念を押す質問もしております、これに対して市長は、調査をしている段階でございます、これについては今議員がおっしゃったとおりの状況でございます、情報が漏れたか漏れていないかまだ判然としていないと重ねて答弁しております。さらに、市が保有している記録媒体の原本性に関する質問については、確実に本物であるかどうかの確証がなかなかとりづらいという状況であるという答弁もしております。

このように、市が後に事実を歪曲して、問題を問題として捉えている認識を覆さないように何度も何度も念を押す形で審議を進めてまいりました。そして、私はこの答弁を前提として、次の段階の質問に移っていったわけでありまして。しかしながら、私の質問後に奈良市が複数の報道記者から説明を求められたところ、本会議に出席して答弁もしたうちの一人である健康医療部長は、本会議での答弁からわずか数時間後にその疑義があることを否定する見解を示し、議会答弁を真っ向から否定したわけでありまして。

これは紛れもなく虚偽答弁であります。そうでなければ、報道機関に対する虚偽説明であります。議会及び市民代表である議員に対する背信行為以外の何物でもないと思います。厳しく糾弾されるべきものであります。わずか数時間前の議会答弁を覆す説明を報道機関に対して行った経緯について、秘書広報課長の答弁を求めます。

○内藤智司委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時47分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○山本浩之総合政策部参事 失礼いたします。三橋委員の御質問にお答えさせていただきます。

9月中旬、データの復旧を依頼した専門業者からの報告がございまして、それをもってこれま

での状況、国保連の対応も含めて総合的に判断し、24日に関係部署と調整して結論を出そうとしていたところであったと聞いております。

したがって、本会議の時点では、13日の専門業者からの報告は市長に届いていなかったと。調整もできていなかったため、結論的な答弁のできる状況ではなかったと聞いております。したがって、市長の早急に事実の確認を行い公表とさせていただきました答弁は、その時点では虚偽でも意図的なものでもございませんでした。

さらに、その後、同日に13日の報告も含めまして調整して、結論に至って、取材の申し込みのございました報道関係者にお話をさせていただいたものでございまして、何ら意図的かつ虚偽の発言ではないと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 なぜ虚偽でないということになるんですか。議会答弁でこの疑義、このおそれがあるということ認めて、たった数時間後、その直後の記者会見でその疑義を否定しているんですよ。市長答弁を先ほど紹介しましたよね。けれども、その2つの内容は明らかに相反する内容ではないんですか。

大体、今この暫時休憩、二、三分、三、四分ありましたけれども、秘書広報課長がこの広報の、記者に発表するという経緯に関与されていない。秘書広報課長が関与されていないというのが純然たる事実だと思いますけれども、それが理解不能であります。

本件については、昨年度ないしは遅くとも本年度の早い時点での流出等の疑義は発生しており、法令遵守を統括する部署、または人事所管部署が当該課である医療政策課が含まれる健康医療部に対して調査に入り、長期間にわたってもその結果が出ず、公表もされていないという非常にずさんな案件であります。

それを私が本会議で明らかにし、前述した質問に加えて迅速かつ厳格な調査を求めたところ、市長は何て答弁しましたか。

○山本浩之総合政策部参事 失礼いたします。

早急に事実の確認をすると申し上げたかと思えます。

○三橋和史委員 違います。迅速かつ厳格な調査を求めたところ、市長は答弁として、我々としてもそうしていかなければならないと発言しています。市政執行機関の最高責任者である市長が調査を約束したにもかかわらず、これをわずか数時間後に否定する見解を示しているのは事実じゃないですか。虚偽答弁そのものじゃないですか。何をおっしゃっているのか意味がわからないんですけれども。

これ、長期間の調査にもかかわらず結果が出ずにいた事件について、私が質問してから報道機関からの質問を受けるまでの短時間の間に厳格な調査を行って、状況が変わったということなんですか。市長答弁とその後の市の対応には明白な差異があるのみならず、真っ向から相反するものであります。この短時間の間に、私が質問を終えた後も本会議は継続して、市幹部の職員は全員本会議に出席していましたから、極めてわずかな時間の間に一体どのような厳格な調査をしたというのか、具体的に示してください。法令遵守を統括する部署の答弁を求めます。

○吉村啓信総務部長 失礼します。ただいまの三橋委員の御質問にお答えします。

本会議で御質問いただいた当日、どういうふうに進めていこうかというふうな協議をされていたのは私は存じ上げているんですけども、ちょっと詳細までは存じ上げておりません。本会議が終わった後、協議していたということでございます。

○三橋和史委員 協議が虚偽に聞こえるんですよ。もう私は命をかけて質問しているんですよ。議員になったそのときから、そのつもりでおります。36万人市民の負託を受けて、昼夜を問わず政務調査に全力をかけて、その成果としての結晶を、政治家としての、この政治家の命である言論にかえて質問をしているわけでありまして。

それにもかかわらず、市長、健康医療部長は議会答弁を軽く覆すという極めて無責任な言動に及び、厳しく懲戒されてしかるべき所為であります。ここは市民の生活を左右する事項を審議している市議会であり、今回も、今後も無責任な発言を断じて許すつもりはありません。私はこの墮落した奈良市の体制を決して許すつもりはありません。市長も命をかけて答弁してもらいたい。職員も職を賭して答弁に臨んでももらいたい。これ、当然のことです。議会答弁で真実を語らず、もしくは議会答弁を平気で覆す体質は、議会制民主主義を破壊する許されないものであると厳しく指摘します。

私の質問の持ち時間も決まっているわけでありまして。市の認識が個人情報流出、紛失の疑惑を否定するものであったのなら、私は異なる質問をして追及を続けておりました。私の持ち時間を故意に浪費させる意図さえうかがえる今回の市の対応は、市長及び健康医療部長を初めとして、この対応に至ったことに関与した職員の厳正な処分を求めます。副市長、いかがですか。

○向井政彦副市長 先ほど参事のほうで御説明いたしましたのが、我々が把握している事実でございます。

本会議で市長が答弁した時点では、まだ最終の結論が出ていなかったというの、これも事実でございますので、実際そのときの答弁はそのとおりの内容というか、それが虚偽であったということではないと思っております。

先ほどもちょっとありましたが、実際はその週明けにあらゆる調査の内容、そして今までの経緯を含めて結論を出そうとしていたことは事実でございます、そういう意味でいえば、本当にこの最終段階に差しかかっているところでの答弁であったとは思いますが。

そういう意味では、そういう表に出ている部分だけを確認に見れば、非常に短い時間で結論を出したということで、議員へのその答弁の内容が左右されるのではないかということにつきましては、それは私も十分理解をいたします。そういう意味で、誤解が生じたということについては遺憾であろうと思っております。

○三橋和史委員 我々が誤解しているのではないんです。虚偽の答弁、そしてその直後の虚偽の説明、これは紛れもない事実じゃないですか。それを健康医療部長と市長は、その本会議において何度も暫時休憩が打たれて、その間に何度も詳細にやりとりをしていた。それだったらあのような答弁になるはずがないんです、あの時点で。

今回の対応につきましては、記者発表の手法も理解しがたいものであります。先ほども申し上げたように、本件に関しては何か月も以前に法令遵守監察監及び人事所管部署等に情報が入れられていたわけでありまして。なぜ調査対象とされている部署の職員が記者発表して、疑惑を否定するんですか。なぜ調査を行った部署が会見を開き、もしくは記者レクを行わないんですか。もはや市の広報体制は崩壊していると言わざるを得ません。

奈良市は、情報流出の疑義がある職員、または管理監督責任を負うべき職員の見解を市の見解とするんですか。先ほどの総務部長の答弁からも明らかになりましたけれども、あの本会議の後、記者発表に至るまで、法令遵守を統括する部署の職員が関与していない、詳しく把握できていないまま記者会見が行われたということが明らかになったわけでありまして。これを、いろんな言い

わけを弄して責任逃れ、自己保身に走ろうとするその市の姿勢は全く理解できない、許されないものだと思います。

個人情報流出の疑義の経緯については、一昨日の厚生消防分科会において健康医療部長が説明をしておりますけれども、議事録にも残りますから、これ、責任を持っていただきたいと思えます。これ、個人情報の管理という観点から総務分科会の所管でもありますので、改めて本件について調査を行った人事課にお尋ねしますが、市の見解として発表したこの個人情報流出、紛失、これの疑義の否定の直接の根拠は何ですか。

○鈴木千恵美人事課長 御質問にお答えいたします。

今回の案件につきましては、人事課が非違行為の事実があったとして主体的に調査を行ったものではございません。医療政策課が主体となって調査を行い、関係者への聞き取りにつきましては同じ課の職員同士で行えるものではないことから、法令遵守監察監の御協力もいただきながら人事課が行ったものでございます。

聞き取り調査時点で医療政策課からは、現存しているCD-Rは現物からコピーされた可能性もあると聞いておりましたので、その前提でCD-Rの受け取り、保管、取り扱いなどについて聞き取りを行っておりました。聞き取りの結果といたしましては、昨年7月以降の状況確認であったこともあり記憶が曖昧だったという状況がございましたが、関係者全員が現物のCD-Rを自宅等へ持ち帰り、及びコピーもしていないということがわかりました。

医療政策課による調査結果と人事課による聞き取り調査の結果を踏まえまして、現存するCD-Rは国保連合会から提供を受けた現物であると、市としての判断がなされたものと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 人事課として調査をされているんですよね。されているという答弁だと思いますけれども、その流出あるいは紛失、それを行った当事者かもしれないその関係の職員に聞き取り調査を行っただけですか。行ったらそんなもの、全員否定するに決まっているじゃないですか。それが根拠なんですか。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

人事課といたしましては、事実の確認という部分をさせていただいておまして、その部分が確証といたしますか、結論を出すのに時間がかかったということで、先ほどからもお話がありますように、結論を出すまでに時間がかかっておったということでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 質問に答えていないんですね。聞き取り調査だけで結論を出したんですかという質問に対して、質問に答えていないですよ。もう結構です。

それでは、聞き取り調査に対して、関係当事者の職員からの説明をうのみにしてその流出のおそれはなかったという調査、これって否定する根拠になりますか、皆さん。本会議で市長は調査をすると答弁しているんですよ。その後、調査もしていないじゃないですか。じゃ、調査は何をされたんですか、教えてください。

○内藤智司委員長 挙手をお願いします。

○三橋和史委員 調査されていないんですよ。当たり前ですよ、たったあの短時間のうちに調査なんてできるはずがないんです。市長の答弁は正しかったわけじゃないんですか。その時点で流出のおそれは認識できていない、流出のおそれを否定することができていない、それが真実だっ

たんじゃないんですか。それを、記者に囲まれてこれはまずいぞということでとりあえず否定をした、それが真実ではないんですか。こういった広報体制は全く改めなければいけないと厳しく指摘をしておきます。

そして、この国保連から情報提供を受けた方法についてであります。この受け渡しをする、CD、記録媒体の受け渡しをするときに、受領証等は発行していないんですか。その受領証等の発行の有無、あるいはその職員の人数、またその職員の補職をお答えいただけますか。

○内藤智司委員長 答えられる人はおられますか。挙手をお願いします。

○向井政彦副市長 医療政策課のほうを受け取ったということで、それは当時の係長ということを知っています。

○三橋和史委員 受領証は発行されたんですか。

○向井政彦副市長 最終的には多分発行はされていない、今ある事情聴取の中のところにはそういうことは載っておりませんので、発行されていないのではないかと。

そしてまた、その係長からの事情聴取の中でも、これは2年前にも同じようなデータヘルス計画をやっておりますので、そのときの内容と自分自身がちょっと混同しているということを本人もおっしゃっているということでございます。

○三橋和史委員 受領証は発行されていないということですね。

ですので、その受け渡しを担当した職員に事情聴取をしたと先ほどおっしゃいましたけれども、それでは、その職員の供述というのはいわば最重要証言ではないんですか、皆さん。

市は、市が用意したCDを持参してそこに書き込みをしていただいて、それを持ち帰ったという説明を先般されましたけれども、その職員は市が用意したCDを持参して書き込みを行って提供を受けたという証言をしたのか、それとも、国保連が用意したCDの提供を受け取ったと証言しているのか、これはどちらですか。

○内藤智司委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時5分 休憩

午後2時6分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○向井政彦副市長 聴取の内容によりますと、その本人がレセプトデータを入手して所持していたのは間違いありませんということを申しているようでございます。

○三橋和史委員 答弁の趣旨がよくわからないんですが、国保連が用意したCDの提供を受け取ったという証言でよろしいのでしょうか。

○向井政彦副市長 一般的にというか、毎月とかでもらっているデータもあるようですが、それは国保連のほうから、国保連側のCDで、業者に依頼してラベルを張ったものを受け取っているということでございますが、今回は市のほうからそのCDを持って行って、そこへ入れてもらったと言ったらおかしいですけども、そこにデータを入れたものをもらったというふうに聞いております。

○三橋和史委員 聞いておりますではなくて、想像ではなくて、この職員は何と証言しているんですか。人事課長、教えてください。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

医療政策課から、空のCD-Rを送るのでデータをコピーしてほしいと依頼したと聞いており

ます。

以上でございます。

○三橋和史委員 それでは、その職員がそのような証言をしたということで間違いはないんですね。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

ヒアリングの内容で、そのように確認しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 はい、了解です。

市は、医療政策課に配置されている各職員のパソコンにおいて情報が複製された形跡がないかどうかを確認するため、端末を解析調査されています。間違いはないですか。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

お述べのとおりでございます。

○三橋和史委員 つまり、複製された可能性が否定できないから調べる必要があったということですよ。そうだとすれば、職場のパソコンだけを調査して複製された可能性を否定することができるんですか。持ち出しが容易なCDに書かれた情報であります。職場のパソコンに痕跡がなかったというだけで、複製された可能性が絶対になぜ言えるんですか。

○向井政彦副市長 先ほど申しあげましたように、国保連のほうから一般的にというか、定期的に出されるCD、データの入ったCD-Rにつきましては、保存形式がそれぞれ決まっている。データが多ければ圧縮されていたり、パスワードの設定がされていたり、ファイナライズされていたり、ラベルが張ってあるということがございましたようです。

ところが、今回の場合はこちらからのCDに入れてもらったので、そういうものがなかったということであったようで、そこで、これはもしかしたらコピーではないのかという疑いというのが発生したと聞いております。それで、医療政策課の中のパソコンでのログを調べて、そういうコピーを、少なくともその課内のパソコンでコピーをしていないというのは确实であったということでございます。

○三橋和史委員 情報を持ち出そうとする者がいたとすれば、職場のパソコンでコピーするわけがないじゃないですか。普通、持ち出して外部の機器で複製するというのが通常の思考ではないんでしょうか。

これ、複製された可能性があるから職員の端末の記録を解析調査したわけですよ。つまり、複製の可能性があるというわけなんです。そして、職場のパソコンで複製されていないからといって、複製された可能性は否定できないわけです。

現に、その記録媒体は本来なら施錠されるべき箇所に保管されるべきものであるのに、別のある棚から発見された経緯があります。そして、CD、今現に保有しているCDは読み取りができなかったということも確認されております。国保連から提供を受けた時点で、データの中身を確認していなかったんでしょうか。あるいは引き継ぎの時点で、管理職あるいは引き継いだ担当者はその中身を確認しなかったんでしょうか。今年度、予算計上もされております。中身も確認しないで予算化をしたんですか。

このように、極めて不審な点は幾つも残されているんです。そして、今までの答弁を通して、流出、漏えいもしくは紛失、毀損について、そのおそれを否定する根拠はないということが明らかになりました。市は、そのおそれを根拠なしに否定したのであります。議会答弁をたがえて、報道機関の重なる質問、追及、批判を恐れて根拠もないまま否定したというのが真実であります。

これまでの答弁を踏まえると、市の基礎とする認識は複製の可能性があったということであり、だからこそ職員のパソコンの記録を解析したわけであり、しかし、持ち出された可能性については検討されておりません。それはなぜか。市の手に負えない状況になっているということではないんですか。

複製された可能性、持ち出された可能性、この真偽を明らかにするためには、もはや市の調査能力ではいかんともしがたいから、捜査機関に委ねざるを得ない状況にあるという結論になるものと考えます。

いずれにいたしましても、今回の市の対応については、市議会を冒瀆するものである、民主主義を破壊する極めて罪深いものであると厳しく指摘しておきます。

さらに重ねて、今の繰り返される答弁では、まるで取り繕う、自己保身に走るような、みずからを正当化するような答弁が繰り返され、何ら真実に近づかない答弁、これが繰り返されている、これが実態であります。市はみずからを正当化するために、言いわけにもならない言いわけを弄しておりますけれども、その内容を一応検討しても、もはや市民の信頼をさらに失墜させるものであり、誰にも理解されないものであるということになるべく早期に自覚することをもはや祈るしかありません。

なぜこのような低次元の指摘を私がしなければならないのか、理解できません。この件は以上にしておきます。

次に、消防職員数についてでございます。

人事に関連をいたしますけれども、平成12年消防庁告示第1号、消防力の整備指針に関連しまして、まず、奈良市の消防職員の数について、消防局総務課長に伺います。

消防庁が定める指針によりますと、奈良市における必要な消防職員の人数は、平成27年度消防施設整備計画実態調査に基づきますと494名であります。これに対して、現在の奈良市の消防職員の人数をお答えください。

○三橋幸男総務課長 三橋委員の質問にお答えいたします。

現在、374名の職員となっております。

以上でございます。

○三橋和史委員 令和2年度までの奈良市定員適正化計画によれば、消防職員の試算値は何名になるのでしょうか。人事課長に答弁を求めます。

○内藤智司委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時17分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

定員適正化計画でございますけれども、特別行政というくくりの中で、教育委員会と消防を合わせまして、平成32年度の目標の職員数が733名ということになっております。

以上でございます。

○三橋和史委員 教育委員会のことなんて聞いていないんですよ。消防の職員の試算値は何名になるんですか。答えられないんだったらもう私言いますわ。

私が答弁しますけれども、奈良市定員適正化計画がここにあります。それで、定員適正化計画、

これは平成28年度から平成32年度までの計画であります。そこに消防の欄がありますけれども、この試算値は367名となっております。現在の消防職員からさらに減らす計画であります。

奈良市の消防職員数は現時点で374名ということでもありますけれども、指針ですね、冒頭に申し上げました消防庁告示、これに照らして、現状は実に100名以上も不足している状況であり、充足率はわずか75.7%であります。4分の3。4分の1も足りていないという状況であります。

消防局長に伺いますが、消防局としてこの状況をどのように考えていますか。

○西岡光治消防局長 お答えさせていただきます。

この告示に比べまして75.7%という現状でございます。消防力といたしましては、若干不足している部分があるのかなというふうに考えております。

現場での活動につきましては、職員は一生懸命やっておるんですけども、消防力は車両、資機材、そのほかにも人員というのが大きな要素を占めるというところですので、若干不足しているようなところを考えております。

○三橋和史委員 不足しているのはお認めになったんですが、若干ですか。若干とは何名不足しているという認識なんですか。

○西岡光治消防局長 お答えさせていただきます。

今のところ、はっきりと何名という試算というのはできてはございませんが、少なくとも今の現状ではちょっと不足しているというふうに考えております。

○三橋和史委員 後で覆さないでくださいね。私はこれ、本会議でも他の議員が消防職員の不足について繰り返し質問するのを聞いておまして、整備指針との乖離が著しい現状を市は是正するだろうと考えておりましたが、消防局は消火体制には問題がない、あるいは市長も同様の答弁を繰り返していたように記憶をしております。いわば現状を肯定し続けてきたわけでありまして。その認識は到底看過することができないものとして、私も今回、徹底的に取り上げようということにいたしました。

消防組織法第11条第2項には「消防職員の定員は、条例で定める。」とあります。法律の委任を受けて制定された奈良市職員定数条例第2条には、消防職員の数は412名とあります。条例に照らしても、38名も不足している状況であります。

そもそもこの条例自体が、3年に1度の頻度で実態調査が行われているにもかかわらず、平成22年に394名から412名に改正された後は見直しが行われていないというのも問題でありますけれども、それはおいても、374名という現状は条例違反状態であることは明白でありまして、この条例は消防組織法の委任を受けて制定された条例でありますし、もはや1名や2名の差ではありませんから、極めて明白な違法状態であります。この違法状態についての見解を伺います。

○西岡光治消防局長 質問にお答えさせていただきます。

条例に反しているような状態というふうなことでございます。

確かに消防活動を行う上で、人員というのは非常に大きなところでございますが、それを補うために組織の見直し、また効率的な人員等の配置、また採用のほうをお願いして、消防の体制を整えていくというふうに考えるところです。

○三橋和史委員 この条例定数との乖離は、少なくとも是正していこうというお考えということでよろしいのでしょうか。

○西岡光治消防局長 お答えさせていただきます。

条例との乖離につきましては、もちろん今ちょっと述べましたけれども、組織の見直し、効率

的な人員配置、そして職員の採用等も含めまして総合的に考えていきたいというふうに考えております。

○三橋和史委員 総合的に考えるというのがよくわからないんですけども、条例定員は412名なんです。それで、現状は374名だとおっしゃった。この乖離を是正してこうという考えがあるのかないのか、端的にお答えください。

○内藤智司委員長 挙手をお願いします。

○西岡光治消防局長 お答えさせていただきます。

是正に向けて取り組んでいきたいというふうに思います。

○三橋和史委員 これは是正に向けて取り組んでいくという答弁でありました。

条例定員は平成22年から見直しをされておられません。消防力の整備指針に照らしても、条例定数との乖離があるのも事実であります。ですので、この条例定数さえも見直さなければいけないのではないかとこのように私は考えております。あくまで消防庁が示している消防力の整備指針によりますと、494名必要だということでもあります。

現状の消防力の実態を明らかにするために、詳しく見ていきたいと思っております。

次に、この個々の消防隊の隊員の数について伺いますが、ポンプ車を例に挙げます。消防庁告示第27条には「消防ポンプ自動車に搭乗する消防隊の隊員の数は、消防ポンプ自動車一台につき五人とする。ただし、当該消防隊が消防活動上必要な隊員相互間の情報を伝達するための資機材を有し、かつ、当該車両にホースを延長する作業の負担を軽減するための資機材又は装置を備えている場合にあつては、当該消防隊の隊員の数を四人とすることができ、二の消防隊が連携して火災の鎮圧等を行うことにより、それぞれの消防隊が別々に火災の鎮圧等を行う場合と同等又はそれ以上の効果が得られる場合にあつては、いずれか一方の消防隊の隊員の数を四人とすることができる。」とあります。

すなわち、奈良市の場合は、ポンプ車で少なくとも4人としなければならないわけであり、ほぼ同様の規定は車両の種別ごとに定められており、指揮車は3人以上、化学車は4人、救助工作車は5人とされております。この数字にまず間違いはありませんか、端的にお答えください。

○西岡光治消防局長 お答えいたします。

はい、そのように理解しております。

○三橋和史委員 ここに昨年8月に発生した1件の火災出動の記録をまとめた報告書がございます。奈良市内のある住宅における炎上火災であります。

このときの出動状況を調査いたしました。第一出動、第二出動、特命出動を合わせまして指揮車1台、ポンプ車5台、化学車1台、救助工作車が1台、それぞれ出動しております。

このうち指揮車の搭乗隊員は3人以上とされているところ2人、ポンプ車2台の搭乗隊員は4人のところ3人、救助工作車の搭乗隊員は5人のところ2人も少ない3人でありました。消防庁告示で示されている基準に照らして、4台もの車両について、搭乗すべき消防職員の数が少ない状況で出動していることが発覚いたしました。

この炎上火災では、小学生1名が死亡している重大事案であります。この重大事案に際しても、基準に満たない隊員数で出動していたこととなります。奈良市の消防職員総数の不足が、大幅に影響がある状態で出動していたと言わざるを得ない状況であります。

この出動状況と消防庁が示している告示との著しい乖離について、どう現状を説明するのか、

これでよかったのかどうか、改めて消防局長の見解を伺います。

○西岡光治消防局長 お答えさせていただきます。

当火災につきましては、1名のお子様が亡くなる痛ましい事故であったということは認識しております。

消防隊、また救助隊員の数につきましては、4名以上の体制の確保に努めておるところではございますが、教育機関への入校とか休暇等の欠員なんかによりまして、3人体制が現在生じているということも認識しております。

この火災では、出動したのは3隊から7隊ほどの消火隊というのが同時に出動しておるんですけれども、3人乗車であった消防隊であっても、ほかから来る他隊との連携によって一定の活動というのは現場ではやっていたというふうに認識しております。

この火災につきましては全部で13車両、39人の隊員が出動したということになっておるんです。しかし、先ほど委員お述べのように、3人体制の出動にありましては、複数隊が出動していてもやはり現場到着等には交通障害等々あって、タイムラグというのが生じるというのは認識しておりますので、やはり4人体制による出動体制を確保するというを前提に考えていかないといけないというふうに思いますので、そこを補うために、ちょっと先ほども申しましたが組織の見直し、人員配置、また職員の採用なんかを行うことによって、市民の安全・安心を確保できるように努めていきたいというふうに考えております。

○内藤智司委員長 三橋委員にちょっとお願いをしておきますが、総務分科会に属する部分で、所管外で来ていただいておりますが、中身が若干趣旨から似つかないような雰囲気もしますので、質問の仕方についてももう少し是正をしていただきたいと思います。

○三橋和史委員 これ、消防の採用計画を見直すということは財政にもかかわりますし……。

○内藤智司委員長 十分承知しております。

○三橋和史委員 最終的には採用計画、これ人事課にもかかわりますのでやっているわけでありませう。御理解いただけますでしょうか。

○内藤智司委員長 質問の仕方にちょっと気をつけてください。

○三橋和史委員 今、消防局長がおっしゃったように、消防力の整備指針第34条におきましては、消防職員の総数は「勤務の体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数とする。」ということも書いておりますので、消防学校へ入校していたとか年次休暇を取得していた、だから搭乗人数が少なかったんだ、こういった言いわけは通らないということでもあります。

その点は見直されるということではありますが、ポンプ車を挙げますと、これ1名が隊長なんです。1名が車両の運転や水利部署を担う機関員、そして2名が放水等に当たることが前提に定められているわけではありますが、奈良市のこの3名という現状では、1名が機関員、残る2名として、隊長も含めて放水等に当たっている状況であります。これでは責任者としての隊長が事実上不在であります。

的確な放水場所、放水目標の指示、その他の行動を指示する役割を担うべき隊長自身が隊員と同じように放水しなければならない、平隊員と同じ行動を行わなければならないという状況が、現在の奈良市消防局の消防隊の現状なのであります。

相互に補完するという事で対応をしてきたというようなことをおっしゃいましたけれども、そういったことで、つまり奈良市が説明するような、別の小隊が補完するから3人でも構わないという基準は、これはどこにも書かれておりません。いかがですか。

○西岡光治消防局長 お答えさせていただきます。

特に書いてあるところはないと思っております。

○三橋和史委員 やはりおっしゃったように、もうこの答弁は覆らないと思いますけれども、消防職員の数は是正していかなければいけません。今回の事案のような重大事案においてもこのような体制になってしまっているというのが、この奈良市の今の人事行政、消防の人事行政であります。

消火活動中に別件の火災が発生したらどうするのかという疑問もありますし、小隊は別の小隊の隊員が補完することで一人前の小隊となるんだというような状況であれば、一部の隊員がこれ、現場を離脱するのかということにもなりますし、やはり異なる車両に乗っている別の小隊の隊員、また異なる消防署の隊員が応援に入るという、だからといって、消防庁が研究に研究を重ねて示している基準でありますから、それに照らせば、やはり補完をしている、別の小隊との補完を行っているから問題がないんだというような今までの答弁は、これは通用しないということであります。

このほかにも、私が調査した限り、昨年11月の1名が死亡した火災事案でも3人しか搭乗していない車両が3台ありました。本年3月の火災事案でも、3人しか搭乗していない車両が5台もあったことが発覚しております。

ぜひ、消防局長に求めますが、消防局長が一応の任命権者なんです。任命権者ではあるんですけども、最終的には市長の同意が要るんです。この同意が人事課の所管なんです。ですので、消防局長にまず求めますが、消防職員の不足を可及的速やかに是正していただきたい。少なくとも、出動する車両の搭乗すべき人数が何台も下回っている現状を是正していただきたい。改めて明確な答弁を求めます。

○西岡光治消防局長 質問にお答えさせていただきます。

現場のやはり出動隊員の確保、先ほどもちょっとありましたように4人の体制を確保するということにつきまして、いろいろなそういう組織の見直し、統合とかも含めまして効率的なそういう配置を行い、その現場活動の人員の確保についてはしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

○三橋和史委員 ということは、人員要求を行っていくということですね。

○西岡光治消防局長 現場の活動に支障を来さないような形での職員の採用については、お願いしていくというふうに考えております。

○三橋和史委員 消防局長は前向きな答弁をされましたけれども、これ、是正をしないという選択肢はないと思います。この状況で是正する意思を示すことが、消防局長自身が示さないということであれば、これはやはり消防職員の任命権者であります消防長たる消防局長の資質も問われかねないということではありますが、今繰り返し、是正していくという趣旨の答弁だと思います。これをお示しになりましたので、消防局長には以上で質問を終わりますが、次に、これを受けて、人事課長にお尋ねします。

これ、消防職員の数が全く足りていないんですよ。消防局も先ほどのような答弁を示した。消防局長が任命権者なんですけれども、先ほども申しましたけれども、市長が同意をする必要があります。人事課の見解を示してください。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

御要望いただいた内容につきましては、しっかり報告させていただいた上で判断してまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 いや、答弁になっていないんですよ。これ、昨年度の決算でも、見ていたら消防の職員のその人件費が全然足りていないわけですね。100名から足りていないわけですよ。

採用計画も、はっきり言わずさんなわけですよ。退職予定者より採用予定人数のほうが少ないという現状が繰り返されてきたというような指摘もありましたけれども、今回も採用人数、これ10名になっているんですね。これを是正していかなければいけない。しっかり検討するというふうにおっしゃいましたけれども、検討するも何も、これを是正しないという選択肢があるんですか。

○鈴木千恵美人事課長 お答えさせていただきます。

是正の必要性は十分感じておるところでございます。来年度につきましては7名の退職予定というように聞いておりますけれども、10名程度の採用ということで、職員数の増になるように計画はしているところでございますけれども、どこまでふやせるかというのは今後の判断になるかと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 退職予定者は7名なんですね。採用予定人数は10名程度ということで出されている。これ、100名から足りないわけですよ。3人ふえるというふうに仮に考えても、一体何年かかるんですか。どれだけの期間的な考えをお持ちなのかという点を聞きたいんですけれども。

この消防職員数が少ないということはもう明らかになったわけでありまして、昨年度の採用、また退職者等の状況を見ていまして、10人が退職予定だというふうに見ていたけれども、途中で退職された方が3名いらっしゃって13名ということになりました。

それで、今回も一応7名ということでありまして、途中の退職ということもあり得ます。そういったことも踏まえれば、10名の採用というのは全然足りない。今人事課が示したような姿勢というのは消防局の姿勢と全く乖離している、こういったことを指摘したい。これを是正していかなければいけないと思うんですけれども、これはいつまでに、何カ年かけて是正をしていくのか。100年ですか、1年ですか、10年ですか。大体の期間で結構ですからお示してください。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

明確に何年というのは大変難しい問題かと思っております。速やかにというお答えにさせていただきますかと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 いや、奈良市がいつも言っている速やかには、速やかにじゃないんですよ。だから何度も聞くんですね。それでは、10年が近いんですか、100年が近いんですか、どちらが近いんですか。

○鈴木千恵美人事課長 定員適正化計画におきましては、5年ごとの計画を立てていくということになっておりますので、5年がめどかと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 5年をめどに是正をしていくという答弁だと思いますけれども、それでしたら妥当な範囲かと思えます。しっかり消防職員の不足、こういった命を守る施策については、しっかりと予算をかけていかなければいけないということを申し上げておきます。

残り三、四分ありますので、最後に申し上げますけれども、全く別の分野で申し上げますけれ

ども、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第120条に基づき、防衛大臣は全ての市町村長に自衛官等の募集に必要な資料の提出を求めています。

奈良市はこれに応じず、自衛官に何日間もかけて住民基本台帳を閲覧させ、手書きで写させている実態が明らかになっておりますが、なぜ電子データで提供しないんですか。

○内藤智司委員長 挙手をお願いします。

○向井政彦副市長 自衛隊法の関係で申し上げますと、自衛隊法施行令第119条では、市町村長は、自衛官の募集の広報宣伝を行うものとするということになっておりまして、これはそういう、やらなければならないということで、ポスター掲示とかそういうことはやっております。

それから、住民基本台帳法につきましては、住民基本台帳法第11条で地方公共団体に請求することができるという、できる規定になっておりまして、いろんな議論はあるかと思いますが、基本的には住民票に記載された事実をそのままの形で出す、いわゆるコピーであったり複写をしたものであったりデータというものについては、やはり個人情報に関係で課題があるんじゃないかということで、今は市の判断としてそういう対応をさせていただいております。

○三橋和史委員 これ、手書きで写すのと電子媒体で提供するのと、情報の中身は変わりませんよね。それを、はっきり言って1分で済む仕事を自衛官に何日間もかけてさせているというのが奈良市の対応の実態ではないんですか。

個人情報云々とおっしゃいますけれども、それは情報の中身の話です。これは提供するんだったらする、するんだったら電子媒体です、これは当たり前じゃないですか。だけど、個人情報に問題があるというんだったらこれは提供を拒否する、これはどちらかだと思いますよ。

その辺はもう一度御検討いただいて、1分で済む仕事を何日間もかける、これは奈良市役所においても改めていただきたいと思いますから、その辺を強く求めまして、時間ですので私の質問を終わります。ありがとうございました。

○山口裕司委員 私からも数点質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○内藤智司委員長 山口委員、ちょっと待ってください。済みません。

消防局長及び消防局総務課長にはここで退席していただきます。ありがとうございました。

(西岡光治消防局長、@亭幸男総務課長退室)